## $\bigcirc$ 財 務 省 告示 第三百 六 号

関 税 法 昭昭 和 十 九 年 法 律 第 六 + 号) 第 百二 条  $\mathcal{O}$ 規 定 を 実 施 する た め、 輸 出 統 計 品 目 表 及 び 輸 入

統 成 計 品 目 表 を 定  $\Diamond$ る 等 以  $\bigcirc$ 件 昭 和 六 十二年 れ 六 月 大 蔵 省 告 7 示 第 九 + る。 兀 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正

平 ·成三十· 年 + 月 十 二 日

平

三

+

年

月

日

後

統

計

に

計

上 さ

る貨

物

に

0

て

適

用

す

財 務 大 臣 臨 時 代 理

玉 務 大 臣 石 田 真 敏

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を付

L た

部

分

0

ように

· 改 め

る。

		改 旧					<b>岁</b>		
	輸品	出統計品目表				輸	出統計品目表		
[略]					[同左]				
統計番	무	品名名	単	位	統計番	무	品名	単(	位
79°C 11 1	-,5	ш	I	П	лус рт на	.,	74	I	Π
[略]					[同左]				
03. 01		魚(生きているものに限る。)			03.01		魚 (生きているものに限る。)		
		ー観賞用の魚					ー観賞用の魚		
0301.11		淡水魚			<u>0301.11</u>		淡水魚		
	<u>100</u>	<u>金魚(カラシウス・アウラトゥス)</u>		<u>KG</u>		<u>100</u>		<u>K</u>	G
	200	こい(キュプリヌス属のもの)		<u>KG</u>		900	その他のもの	<u>K</u>	G
	900	その他のもの		<u>KG</u>					
0301.19					0301.19				
5		[略]			5		[同左]		
0301.99					0301.99				
03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚			03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚		
		のフィレその他の魚肉を除く。)					のフィレその他の魚肉を除く。)		
		[略]					[同左]		
0302.11					0302.11				
5		[略]			5		[同左]		
0302.79					0302.79				
		- その他の魚 (第0302.91号から第0302.99号までの食用					一その他の魚(第0302.91号から第0302.99号までの食用		
		の魚のくず肉を除く。)					の魚のくず肉を除く。)		
0302.81					0302.81				
\$		[略]			5		[同左]		
0302.85					0302.85				
0302.89		<u>その他のもの</u>			0302.89	000	<u>その他のもの</u>	K	<u>.G</u>
	<u>100</u>	ぶり(セリオーラ属のもの)_		<u>KG</u>					
	900	<u>ーーーその他のもの</u>		<u>KG</u>					
		[略]					[同左]		
0302.91					0302.91				

\$	[略]		5		[同左]	
0302.99			0302.99			
03. 03	魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他		03.03		魚 (冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他	
	の魚肉を除く。)				の魚肉を除く。)	
	[略]				[同左]	
0303.11			0303.11			
5	[嘅各]		5		[同左]	
0303.69			0303.69			
	- その他の魚(第0303.91号から第0303.99号までの食用				- その他の魚(第0303.91号から第0303.99号までの食用	
	の魚のくず肉を除く。)				の魚のくず肉を除く。)	
0303.81			0303.81			
5	[略]		5		[同左]	
0303.84			0303.84			
0303.89	その他のもの		0303.89		その他のもの	
30	<u>0</u> <u>たい (たい科のもの)</u>	<u>KG</u>		300	たい (たい科のもの)_	Ī
40	0かつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミスを除く。)	<u>KG</u>		400	かつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミスを除く。)	Ī
50	0さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシ			<u>500</u>	<u>さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシ</u>	
	クス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。)_	<u>KG</u>			<u>クス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。)</u>	<u>k</u>
60	0ぶり(セリオーラ属のもの)	<u>KG</u>		900	<u>その他のもの</u>	ŀ
90	<u>0</u> <u>その他のもの</u>	<u>KG</u>				
	[略]				[同左]	
0303.91			0303.91			
5	[略]		5		[同左]	
0303.99			0303.99			
03. 04			03.04			
5	[曜各]		\$		[同左]	
03. 08			03.08			
[略]			[同左]			•
06. 01	[略]		06.01		[同左]	
06. 02	その他の生きている植物(根を含む。)、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸		06.02		その他の生きている植物(根を含む。)、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸	
0602.10			0602.10			
5	[與各]		5		[同左]	

0602.40				0602.40			1 1
0602.90		- その他のもの		0602.90		- その他のもの	
		<u>樹木及び灌木(接ぎ木してあるかないかを問わない。)</u>			100	<u>樹木及び灌木(接ぎ木してあるかないかを問わない。)</u>	<u>NO</u>
	110	<u>盆栽</u>	<u>NO</u>				
	<u>190</u>	<u>ーーーその他のもの</u>	<u>NO</u>				
	900	その他のもの	KG		900	その他のもの	KG
06.03		[解各]		06.03		[同左]	
06.04		[解各]		06.04		[同左]	
[略]				[同左]			
09. 01		[略]		09.01		[同左]	
09. 02		茶 (香味を付けてあるかないかを問わない。)		09.02		茶 (香味を付けてあるかないかを問わない。)	
<u>0902.10</u>		一緑茶 (発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包		0902.10	000	一緑茶 (発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包	
		<u>装にしたものに限る。)</u>				<u>装にしたものに限る。)</u>	<u>KG</u>
	100	<u>粉末状のもの</u>	KG				
	900	<u>その他のもの</u>	<u>KG</u>				
0902.20		<u>その他の緑茶(発酵していないものに限る。)</u>		0902.20	000	<u>- その他の緑茶(発酵していないものに限る。)</u>	KG
	<u>100</u>	<u>粉末状のもの</u>	<u>KG</u>				
	900	その他のもの	<u>KG</u>				
0902.30		[爾各]		0902.30		[同左]	
0902.40		[廣告]		0902.40		[同左]	
09. 03				09.03			
\$		[解各]		\$		[同左]	
09. 10				09.10			
[略]				[同左]			
11. 01		[曆]		11.01		[同左]	
11. 02		穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)		11.02		穀粉 (小麦粉及びメスリン粉を除く。)	
1102. 20		[解各]		1102.20		[同左]	
<u>1102. 90</u>		<u>ーその他のもの</u>		1102.90	000	<u>- その他のもの</u>	<u>MT</u>
	<u>100</u>	<u>米粉</u>	MT				
	900	<u>その他のもの</u>	MT				
11. 03				11.03			
5		[屬各]		5		[同左]	

11.09				11.09			1
[略]				[同左]			
16. 01				16.01			
5	[輝各]			\$		[同左]	
16. 03				16.03			
16. 04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び			16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び	
	魚卵から調製したキャビア代用物					魚卵から調製したキャビア代用物	
	-魚 (全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだ					-魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだ	
	ものを除く。)					ものを除く。)	
1604. 11				1604.11			
5	[輝各]			\$		[同左]	
1604. 13				1604.13			
1604.14	まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお			1604.14		まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお	
	気密容器入りのもの					気密容器入りのもの	
110	<u>まぐろ</u>	<u> </u>	KG			<u>まぐろ</u>	
					111	油漬けのもの	
					119	<u>その他のもの</u>	
120	はがつお及びかつお	K	ΚG		120	はがつお及びかつお	
900	その他のもの	K	ΚG		900	その他のもの	
1604. 15				1604.15			
5	[曜日			5		[同左]	
1604. 32				1604.32			
16. 05	[曜			16.05		[同左]	
[略]				[同左]			
23. 01	[曜日			23.01		[同左]	
23. 02	ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処			23.02		ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処	
	理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わ					理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わ	
	ない。)					ない。)	
2302. 10	[曜日			2302.10		[同左]	
2302. 30	[順各]			2302.30		[同左]	
2302. 40 000	<u>- その他の穀物のもの</u>	<u>N</u>	<u>T M</u>	2302.40		<u>- その他の穀物のもの</u>	
					100	<u>米のもの</u>	

				900	その他のもの	<u>MT</u>
2302.50	[略]		2302.50		[同左]	
23. 03			23.03			
5	[略]		5		[同左]	
23. 09			23.09			
[略]			[同左]			
	[略]				[同左]	
71.01			71.01			
\$	[略]		5		[同左]	
71.07			71.07			
71. 08	金(白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品		71.08		金(白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品	
	及び粉状のものに限る。)				及び粉状のものに限る。)	
	ーマネタリーゴールド以外のもの				ーマネタリーゴールド以外のもの	
7108. 11	[略]		7108.11		[同左]	
7108. 12	その他の形状のもの(加工してないものに限る。)		7108.12	000	<u>その他の形状のもの(加工してないものに限る。)</u>	GR
100	<u>製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したもの</u>	<u>G</u>	<u> </u>			
900	<u>その他のもの</u>	<u>G</u>	<u> </u>			
7108. 13	[略]		7108. 13		[同左]	
7108. 20	[略]		7108. 20		[同左]	
71. 09			71.09			
5	[略]		5		[同左]	
71. 18			71. 18			
[略]			[同左]			
<b>#</b>	輸入統計品目表			輸	入統計品目表	
[略]			[同左]			
[略]			[同左]			